

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	一種(平成35年3月31日まで)

各都道府県警察の長
各方面本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁暴発第257号
平成29年10月3日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

関税法等の規定による保税蔵置場の被許可者等からの暴力団排除の推進について
関税法（昭和29年法律第61号。以下「法」という。）の規定による保税蔵置場等（保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下同じ。）の被許可者、AEO事業者（特例輸入者、特定保税承認者、特定保税運送者、特定輸出者、認定製造者及び認定通関業者をいう。以下同じ。）又は通関業法（昭和42年法律第122号）の規定による通関業者からの暴力団排除については、「関税法等の規定による保税蔵置場の被許可者等からの暴力団排除の推進について」（平成26年5月14日付け警察庁丁暴発第223号。以下「旧通達」という。）により推進してきたところであるが、関税定率法等の一部を改正する法律（平成28年法律第16号）が成立し、同法による改正後の通関業法の規定による通関業者及び通関士の欠格事由に暴力団排除条項が整備され、平成29年10月8日に施行されることに伴い、警察庁と財務省は協議の上、別添1のとおり合意書を新たに締結し、同日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察においては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

また、本件に関しては、別添2「保税蔵置場等の被許可者、AEO事業者、通関業者及び通関士からの暴力団員等の排除に関する警察当局への照会並びに警察当局からの回答及び通知について」（平成29年10月3日付け財務省関税局監視課長及び同局業務課長事務連絡）が発出されているので参考とされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 暴力団排除に関する規定

(1) 照会の対象となる許可・承認・認定・確認について

税関の担当部門の長は、下記の照会対象となる許可・承認・認定・確認（以下「許可等」という。）要件に係る申請又は届出（以下「申請等」という。）の審査及びその他許可等の要件の適合状況の確認を行う場合には、都道府県警察本部の暴力団対策を主管する課（以下「暴力団対策主管課」という。）の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に照会することとする。

ア 保税蔵置場等の被許可者関係

- (ア) 保税蔵置場の許可要件（法第43条第5号から第7号まで）
- (イ) 保税工場の許可要件（法第61条の4において準用する法第43条第5号から第7号まで）
- (ウ) 保税展示場の許可要件（法第62条の7において準用する法第43条第5号から第7号まで）
- (エ) 総合保税地域の許可要件（法第62条の8第2項第5号に規定する法第43条第5号から第7号まで）

イ AEO事業者関係

- (ア) 特例輸入者の承認要件（法第7条の5第1号ニからヘまで）
- (イ) 特定保税承認者（保税蔵置場）の承認要件（法第51条第1号ハに規定する法第43条第5号から第7号まで）
- (ウ) 特定保税承認者（保税工場）の承認要件（法第62条において準用する法第51条第1号ハに規定する法第43条第5号から第7号まで）
- (エ) 特定保税運送者の承認要件（法第63条の4第1号ホからトまで）
- (オ) 特定輸出者の承認要件（法第67条の6第1号ホからトまで）
- (カ) 認定製造者の認定要件（法第67条の13第3項第1号ホからトまで及び同項第3号イに規定する法第67条の6第1号ホからトまで）
- (キ) 認定通関業者の認定要件（法第79条第3項第1号二に規定する通関業法第6条第7号、第10号及び第11号並びに同項第1号ホに規定する通関業法第6条第7号）

ウ 通関業者関係

- (ア) 通関業の許可要件（通関業法第6条第7号、第10号及び第11号）
- (イ) 通関士の確認要件（通関業法第31条第2項第1号に規定する同法第6条第7号）

(2) 排除対象

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

イ 暴力団員等を役員とする法人である場合又は暴力団員等を代理人、支配人、使用人その他の主要な従業員として使用する者

ウ 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者

2 照会・回答・通知の要領

(1) 窓口等

照会・回答・通知（以下「照会等」という。）は、許可等の申請等処理する税関と申請者又は届出者（以下「申請者等」という。）の所在地を管轄する都道府県警察との間で行うこととし、具体的な窓口は、税関にあっては別紙1から3の各担当部門とし、都道府県警察にあっては警察本部の暴力団対策主管課とする。

(2) 照会等の手続

ア 照会

税関の担当部門の長は、1 (1)アからウに関し、申請者等の排除対象該当性の有無について、暴力団対策主管課長に対し、文書（合意書別記様式第1）及び電磁的記録媒体により照会を行う。

イ 回答

暴力団対策主管課長は、2 (2)アによる照会を受理したときは、必要に応じ、更に資料等の提出を求めるなどして、照会対象である申請者等の排除対象該当性について、税関の担当部門の長に対し、文書（合意書別記様式第2）により速やかに回答する。

なお、調査に日数を要するなどにより、速やかな回答が困難な場合は、その都度、税関の担当部門の長と協議すること。

ウ 通知

暴力団対策主管課長は、2 (2)アによる照会以外で、保税蔵置場等の被許可者、AEO事業者、通関業者又は通関士（以下「保税蔵置場等の被許可者等」という。）が排除対象に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があることが判明した場合には、当該事由が確認された区域を管轄する税関の担当部門の長に対し、文書（合意書別紙様式第3）により通知の上、必要な措置をとることを求める。

3 運用上の留意事項

(1) 税関との連携強化

関税法及び通関業法においては、暴力団員等が保税蔵置場等の被許可者等として輸出入に介入した場合、暴力団員等による禁制品等の密輸入や資金源獲得活動を助長することとなるため厳しく制限しているところである。暴力団対策主管課長は、こうした動向を把握した場合には、税関の担当部門の長に対し積極的に通報するとともに、税関の担当部門の長からの本件に関する相談には適時、的確に対応するなど連携を強化し、保税蔵置場等の被許可者等からの暴力団排除の推進を図ること。

(2) 保護対策

税関の担当部門の職員に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、積極的に助言、指導を行うとともに、保護対策の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講じること。

別紙は省略

合 意 書

平成29年10月 3 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

千代延 晃平

財務省関税局監視課長

秋田 潤

財務省関税局業務課長

錦織 功政

関税定率法等の一部を改正する法律（平成28年法律第16号）の一部施行等に伴い、保税蔵置場等（保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下同じ。）の被許可者、AEO事業者（特例輸入者、特定保税承認者、特定保税運送者、特定輸出者、認定製造者及び認定通関業者をいう。以下同じ。）、通関業者又は通関士から暴力団員等の排除を徹底するため、警察庁と財務省は、下記のとおり合意する。

なお、本合意書は平成29年10月 8 日以降効力を有することとし、同日をもって平成21年 5 月22日付け合意書は廃止する。

記

1 保税蔵置場の被許可者等からの暴力団員等の排除のための照会

(1) 照会の対象となる許可・承認・認定・確認

税関の担当部門の長は、下記の照会対象となる許可・承認・認定・確認（以下「許可等」という。）要件に係る申請又は届出（以下「申請等」という。）の審査及びその他許可等の要件の適合状況の確認を行う場合には、都道府県警察本部の暴力団対策を主管する課（以下「暴力団対策主管課」という。）の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に照会することとする。

ア 保税蔵置場等の被許可者関係

(ア) 保税蔵置場の許可要件（関税法（以下「法」という。）第43条第 5 号から第 7 号まで）

(イ) 保税工場の許可要件（法第61条の 4 において準用する法第43条第 5 号から第 7 号まで）

(ウ) 保税展示場の許可要件（法第62条の 7 において準用する法第43条第 5 号から第 7 号まで）

(エ) 総合保税地域の許可要件（法第62条の 8 第 2 項第 5 号に規定する法第43条第 5 号から第 7 号まで）

イ AEO事業者関係

(ア) 特例輸入者の承認要件（法第 7 条の 5 第 1 号ニからハまで）

(イ) 特定保税承認者（保税蔵置場）の承認要件（法第51条第 1 号ハに規定する

法第43条第5号から第7号まで)

- (ウ) 特定保税承認者（保税工場）の承認要件（法第62条において準用する法第51条第1号ハに規定する法第43条第5号から第7号まで）
- (エ) 特定保税運送者の承認要件（法第63条の4第1号ホからトまで）
- (オ) 特定輸出者の承認要件（法第67条の6第1号ホからトまで）
- (カ) 認定製造者の認定要件（法第67条の13第3項第1号ホからトまで及び同項第3号イに規定する法第67条の6第1号ホからトまで）
- (キ) 認定通関業者の認定要件（法第79条第3項第1号ニに規定する通関業法第6条第7号、第10号及び第11号並びに同項第1号ホに規定する通関業法第6条第7号）

ウ 通関業者関係

- (ア) 通関業の許可要件（通関業法第6条第7号、第10号及び第11号）
- (イ) 通関士の確認要件（通関業法第31条第2項第1号に規定する同法第6条第7号）

(2) 排除対象

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- イ 暴力団員等を役員とする法人である場合又は暴力団員等を代理人、支配人、使用人その他の主要な従業員として使用する者
- ウ 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者

2 照会・回答・通知の要領

(1) 窓口等

照会・回答・通知（以下「照会等」という。）は、許可等の申請等処理する税関と申請者又は届出者（以下「申請者等」という。）の所在地を管轄する都道府県警察との間で行うこととし、具体的な窓口は、以下のとおりとする。

ア 税関の窓口となる担当部門

- (ア) 各税関本関の保税部門
保税蔵置場等の許可要件に係る照会等を行う場合に限る。
- (イ) 認定事業者管理官部門
AEO事業者の承認要件（特定保税承認者が届出により設置する保税蔵置場又は保税工場における主要な従業員等に係る要件を含む。）又は認定要件に係る照会等を行う場合に限る。
- (ウ) 通関業監督官部門

通関業の許可要件（通関業務を行う営業所を新設する場合の要件を含む。）又は通関士の確認要件に係る照会等を行う場合に限る。

イ 警察の窓口となる担当部門

都道府県警察本部の暴力団対策主管課

(2) 照会等の手続

ア 照会

税関の担当部門の長から暴力団対策主管課長への照会は、別記様式第1に加

え、申請者等（申請者等が法人であるときはその役員等）の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別をCSV形式（例えば、エクセル、アクセス等）により記録した電磁的記録媒体（CD-R等をいう。以下同じ。）を用い、暴力団対策主管課長に通知することにより行うものとする。

また、暴力団対策主管課長は、排除対象に該当する事由を有する者であるか確認のため必要があると認める場合は、税関の担当部門の長に対し、必要な補充情報（当該申請者等に係る本籍及び住所が記載された戸籍謄本等）の提出を求めものとする。

イ 回答

税関の担当部門の長から照会を受けた暴力団対策主管課長は、同税関の担当部門の長に対し、別記様式第2により速やかに回答を行うものとする。

ウ 通知

暴力団対策主管課長は、前記照会以外で、保税蔵置場等の被許可者、AEO事業者、通関業者又は通関士が排除対象に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があることが判明した場合には、当該事由が確認された区域を管轄する税関の担当部門の長に対し、別記様式第3により必要な措置をとることを求めることとする。

エ 申請者等への通知

暴力団対策主管課長から排除対象に該当する事由があるとの回答・通知が行われた場合には、税関の担当部門の長は、申請者等に対し、その旨を通知するとともに、不許可通知書等の発出を行うものとする。

3 連携の強化

暴力団対策主管課長と税関の担当部門の長は、保税蔵置場等の被許可者、AEO事業者、通関業者又は通関士から暴力団員等を排除するため、照会等に関して必要な相談等を行うなど相互の連携を図るものとする。

4 情報管理の徹底

照会等は、原則として必要な事項を記録した電磁的記録媒体の手交により行うこととし、誤送信等に対する個人情報保護の観点から電子メールでの送信は行わないこと。

なお、申請者等の所在地が税関の担当部門から離れている等の場合には、税関の税関支署・出張所等を経由して、暴力団対策主管課長に手交することができる。また、手交により難しいと認められる特段の事情がある場合には、暴力団対策主管課長と税関の担当部門の長との間で協議の上、手交に代わる方法で行って差し支えない。

暴力団対策主管課長及び税関の担当部門の長は、本合意書に基づく照会等その他両者間で行われる情報交換に係る情報について、合意書に規定する目的以外に利用することを禁止するとともに、外部への漏洩の防止その他の情報の管理に万全を期すること。

5 その他

本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上決定するものとする。

別記様式は省略

2017 年 10 月 3 日
1 年未満 (2017 年度末まで)
関税局監視課・業務課

各税関 監視部長 殿
業務部長 殿

財務省関税局監視課長
秋 田 潤

財務省関税局業務課長
錦 織 功 政

保税蔵置場等の被許可者、AEO 事業者、通関業者及び通関士からの暴力団員等の排除に関する警察当局への照会並びに警察当局からの回答及び通知について

関税法の規定による保税蔵置場等（保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下同じ。）の被許可者及び AEO 事業者（特例輸入者、特定保税承認者、特定保税運送者、特定輸出者、認定製造者及び認定通関業者をいう。以下同じ。）並びに通関業法の規定による通関業者からの暴力団排除については、平成 21 年 5 月 22 日付合意書に基づき実施してきたところであるが、関税定率法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 16 号）が成立し、同法による改正後の通関業法に通関業者及び通関士の欠格事由として暴力団排除条項が整備され、平成 29 年 10 月 8 日に施行されることに伴い、財務省と警察庁は協議の上、別添 1 のとおり合意書を新たに締結し、前記施行日から運用を開始することとした。これに基づき実務的な取扱いを下記のとおり定めたので、遺漏なきよう対処されたい。

また、本件に関しては、別添 2 「関税法等の規定による保税蔵置場の被許可者等からの暴力団排除の推進について」（平成 29 年 9 月警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長通達）が発出されているので、参考とされたい。

なお、新たに締結した合意書の運用の開始をもって、平成 21 年 5 月 22 日付合意書に基づく事務連絡は廃止する。

記

1. 照会の対象等

(1) 照会の対象となる許可・承認・認定・確認

税関の窓口となる担当部門（以下「税関の担当部門」という。）の長は、下記の許可・承認・認定・確認（以下「許可等」という。）要件に係る申請又は届出（以下「申請等」という。）の審査及び許可等の要件の適合状況の確認を行う場合には、都道府県警察本部の暴力団対策を主管する課（以下「暴力団対策主管課」という。）の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に照会することとする。

イ 保税蔵置場等の被許可者関係

- (イ) 保税蔵置場の許可要件（関税法（以下「法」という。）第43条第5号から第7号まで）
- (ロ) 保税工場の許可要件（法第61条の4において準用する法第43条第5号から第7号まで）
- (ハ) 保税展示場の許可要件（法第62条の7において準用する法第43条第5号から第7号まで）
- (ニ) 総合保税地域の許可要件（法第62条の8第2項第5号に規定する法第43条第5号から第7号まで）

ロ AEO事業者関係

- (イ) 特例輸入者の承認要件（法第7条の5第1号ニからへまで）
- (ロ) 特定保税承認者（保税蔵置場）の承認要件（法第51条第1号ハに規定する法第43条第5号から第7号まで）
- (ハ) 特定保税承認者（保税工場）の承認要件（法第62条において準用する法第51条第1号ハに規定する法第43条第5号から第7号まで）
- (ニ) 特定保税運送者の承認要件（法第63条の4第1号ホからトまで）
- (ホ) 特定輸出者の承認要件（法第67条の6第1号ホからトまで）
- (ヘ) 認定製造者の認定要件（法第67条の13第3項第1号ホからトまで及び同項第3号イに規定する法第67条の6第1号ホからトまで）
- (ト) 認定通関業者の認定要件（法第79条第3項第1号ニに規定する通関業法第6条第7号、第10号及び第11号並びに同項第1号ホに規定する通関業法第6条第7号）

ハ 通関業者関係

- (イ) 通関業の許可要件（通関業法第6条第7号、第10号及び第11号）
- (ロ) 通関士の確認要件（通関業法第31条第2項第1号に規定する同法第6条第7号）

(2) 排除対象

税関の担当部門の長から暴力団対策主管課長に対して照会を行う事項は、下記イからハまでの事由の該非とする。

- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ロ 暴力団員等を役員とする法人である場合又は暴力団員等を代理人、支配人、使用人その他の主要な従業員として使用する者
- ハ 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者

2. 税関及び都道府県警察の窓口

(1) 税関の窓口

税関の担当部門は、警察庁との合意書2(1)アのとおり各税関本関の保税部門、認定事業者管理官部門及び通関業監督官部門とし、具体的な窓口は別紙1～3の連絡先とする。

(2) 都道府県警察の窓口

都道府県警察の担当課は、警察庁との合意書 2(1)イのとおり都道府県警察本部の暴力団対策主管課とし、具体的な窓口は別紙 4 の連絡先とする。

3. 照会手続等

(1) 照会手続

イ 照会を行う許可等の申請等

合意書に基づき以下の申請等について照会を行うこととし、具体的な照会手続は次の口からトまでによる。

(イ) 新規の許可等の申請等

- ・ 保税蔵置場等の許可申請
- ・ 特定保税承認者が保税蔵置場又は保税工場を設置する場合の届出
- ・ 通関業及び営業所の新設の許可申請
- ・ 認定通関業者が営業所を新設する場合の届出
- ・ 通関士の確認の届出
- ・ AEO 事業者の承認又は認定申請

(ロ) 許可等の更新、承継又は内容変更の申請等

- ・ 保税蔵置場等の許可の更新の申請
- ・ 特定保税承認者の承認の更新の申請
- ・ 保税蔵置場等の許可の承継の承認申請
- ・ 通関業の許可の承継の承認申請
- ・ AEO 事業者の承認又は認定の承継の承認申請
- ・ 保税蔵置場等の許可事項、特定保税承認者が保税蔵置場若しくは保税工場を設置する場合の届出事項、通関業（営業所の新設を含む。）の許可事項、認定通関業者が営業所を新設する場合の届出事項又は AEO 事業者に係る承認若しくは認定事項の変更届（役員及び主要な従業者に関する事項に限る。）

ロ 照会

新規に許可等の申請等が行なわれた場合には、税関の担当部門の長は、合意書別記様式第 1 に、申請者又は届出者（以下「申請者等」という。）（法人である場合にはその役員及び主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別を CSV 形式で記録した電磁的記録媒体（CD-R 等をいう。以下同じ。）（別紙 5（電磁的記録媒体にて別途送付））を添付したものを手交することにより暴力団対策主管課長に通知するものとする。

なお、税関の担当部門の長は、回答について緊急を要する場合は、暴力団対策主管課長と協議をすることとする。

また、当該電磁的記録媒体への CSV 形式での記録にあたっては、警察庁との間であらかじめ定めたパスワードを設定することとする。

ハ 補充情報提出の求め

上記ロの照会の結果、上記 1(2)に該当する事由を有する者であるか確認のため必要がある場合には、暴力団対策主管課長は、税関の担当部門の長に対し、必要な補充情

報（当該申請者等に係る本籍及び住所が記載された戸籍謄本等）の提出を求めるものとする。

ニ 補充情報の提出

上記ハにより補充情報の提出を求められた税関の担当部門の長は、申請者等の所在地を管轄する暴力団対策主管課長に対し、必要な補充情報を速やかに提出する。

ホ 回答及び通知

(イ) 回答

暴力団対策主管課長からの回答は、税関の担当部門の長に対し、文書（合意書別記様式第2）により速やかに行われる。

(ロ) 通知

上記(イ)により、上記1(2)に該当する事由を有するとは認められない旨の回答が行われた者について、当該回答の後で、上記1(2)に該当する事由を有することが判明した場合には、合意書別記様式第3により、暴力団対策主管課長から、照会を行った税関の担当部門の長に対し、必要な措置をとるべき旨が求められることとなる。

ヘ 担当税関及び担当都道府県警察

(イ) 担当税関

申請等を処理する税関とする。

なお、特定保税承認者が保税蔵置場又は保税工場を設置する場合の届出については、当該特定保税承認者の承認を行なった税関が担当税関となるので留意する。

(ロ) 担当都道府県警察

申請者等の所在地を管轄する都道府県警察とする。

なお、申請者等の所在地とは、保税蔵置場等の許可申請にあつては当該保税蔵置場等の所在地、通関業（営業所の新設を含む。）の申請等にあつては、当該通関業を営む者の主たる営業所の所在地若しくは当該申請等に係る営業所の所在地、通関士の確認にあつては、当該通関士の勤務する営業所の所在地又は当該通関士が所属する通関業者の主たる営業所の所在地、AEO事業者の承認申請等にあつては、住所、居所又は主たる業務を行っている場所など、当該申請者等が申請等を行うにあたり拠点としている場所をいう。

ト その他

(イ) 同一の者から複数の許可等の申請等があった場合の取扱い

同一の者から複数の許可等の申請等があり、当該複数の許可等の申請等に共通の事項がある場合については、上記ロからへまでのほか、以下による。

A 同一税関内で複数の許可等の申請等があった場合

(A) 税関の担当部門が同一である場合

共通の事項については、照会を省略することとして差し支えない。

(B) 同一税関において担当部門が複数ある場合

担当部門間で調整を行い、共通の事項については照会を省略することとして差し支えない。なお、調整の結果、全ての事項が共通する場合には、担当部門の中から代表となる部門を決定し、当該代表部門が照会手続を行う。

なお、複数の許可等の申請等の中に、AEO 事業者に係る申請等がある場合

には、原則として、認定事業者管理官部門を代表部門とする。

B 複数の税関に許可等の申請等があった場合

都道府県警察からの回答が速やかに行なわれるようにするため、複数の税関に許可等の申請等があった場合であっても、当該複数の税関間で調整を行うことなく、各税関がそれぞれ照会を行う。

(ロ) 既許可者等から許可等の申請等があった場合の取扱い

申請者等が、上記1(1)のうちいずれかの許可等を受けており、当該許可等の申請等に係る照会に対し、上記1(2)に該当する事由を有さない旨の回答が既に行なわれている場合にあつては、当該照会に係る事項と共通の事項については、照会を省略して差し支えない。

(ハ) 回答の郵送での送付

上記ホの回答のうち、上記1(2)に該当する事由を有さない旨の回答について、書留の郵送物としての送付を希望する場合には、上記ロの照会の際に、必要な切手を添付した税関の担当部門の長宛の封筒を、暴力団対策主管課長に手交するものとする。

(2) 許可等の要件の適合状況の確認等

保税蔵置場等の被許可者に対する保税業務検査、通関業者に対する報告の徴取、質問若しくは検査又は AEO 事業者に対する事後監査において、許可等の要件の適合状況を確認する必要があると認めるときには、上記(1)に準じて照会手続を行って差し支えない。

4. 申請者等が暴力団員等であった場合等の取扱い

(1) 税関内部等での情報の共有について

暴力団対策主管課長から、上記1(2)に該当する事由を有する旨の回答が行われた場合には、当該回答を受けた税関の担当部門の長は、上記2(1)に掲げる自税関の他の担当部門の長に対して情報を提供することとする。また、上記回答を受けた税関の担当部門の長及び当該担当部門の長から情報の提供を受けた各担当部門の長は、自らの部門に対応する他の税関の担当部門の長に対して同様の情報を共有することとする。

情報提供を受けた各担当部門の長は、許可等を受けている者又は申請者等に当該情報に該当する者がいるか否かについて確認を行い、速やかに情報提供を行なった担当部門へ確認結果を通知するとともに、当該情報に該当する者がいる場合には、各担当部門間で調整を行った上で、下記(2)又は(3)の手続を行うものとする。

(2) 許可等の申請等の際に判明した場合

上記3(1)の照会に対し、上記3(1)ホ(イ)により、暴力団対策主管課長から上記1(2)に該当する事由を有するとの回答が行われた場合には、税関の担当部門の長は、申請者等に対しその旨を口頭で通知するとともに、様式の定めがある手続については不許可通知書、不承認通知書又は不認定通知書等の文書の発出を行う。

なお、役員及び主要な従業者に上記1(2)に該当する事由を有する者が含まれていた場合であつて、申請者等が許可等の要件の適合状況の改善を図った上で、再度許可等の申請等を行ったときは、改めて上記3(1)により照会手続を行うこととなるが、その

際には、当初の照会と共通する事項については、照会を省略することとして差し支えない。

(3) 許可等の申請等以外の際に判明した場合

上記3(2)の照会に対する回答又は上記3(1)ホ(ロ)に規定する通知により、上記1(2)に該当する事由を有することが判明した場合には、税関の担当部門の長は、保税蔵置場等の被許可者、AEO事業者、通関業者又は通関士に対しその旨を口頭で通知すること。

なお、保税蔵置場等の被許可者、AEO事業者、通関業者又は通関士が、上記1(2)に該当する事由を有する者である場合には、原則として、許可等の取消しを行うこととする。

5. 警察との連携

税関の担当部門の長は、保税蔵置場等の被許可者、AEO事業者、通関業者又は通関士からの暴力団員等を排除するため、照会、回答及び通知に関して、暴力団対策主管課長と必要な相談を行うなど相互の連携を図ること。

6. 情報管理

照会は、原則として必要な事項を記録した電磁的記録媒体の手交により行うこととし、誤送信等に対する個人情報保護の観点から電子メールでの送信は行わない。なお、申請者等の所在地が税関の担当部門から離れている等の場合には、税関の支署・出張所等を経由して、警察の担当課に手交することができる。なお、税関内においては、税関LANにより記録の送受信を行って差し支えない。また、手交により難いと認められる特段の事情がある場合には、暴力団対策主管課長と税関の担当部門の長との間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うこととし、送付する書類、電磁的記録媒体の紛失のほか、誤って配達がされないよう万全を期すこと。

また、上記の照会、回答及び通知に係る内容について、保税蔵置場等の被許可者、AEO事業者、通関業者及び通関士からの暴力団員等の排除の目的以外に利用することを禁止するとともに、外部への漏洩の防止その他の情報の管理に万全を期するものとする。

7. 関税局への連絡・相談について

保税蔵置場等の被許可者、AEO事業者、通関業者及び通関士からの暴力団員等の排除に関する照会、回答及び通知について、関係通達及び本事務連絡によることが困難な場合その他必要な場合には、速やかに、関税局監視課又は業務課に連絡・相談するものとする。

別紙は省略